条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第七項
第	第百四十条第八項
定	育児休業等終了予定日
	ならない。ただし、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない
	の区長を含むものとし、
	区長又は総合区長
	できる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

」に改める。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（加入員等の個人情報の取扱い）

第十七条の五　存続厚生年金基金は、その業務に関し、加入員及び加入員であった者（以下この条において「加入員等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の加入員等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　存続厚生年金基金は、加入員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十二条第四項中「第二十四条第一号イ(1)」を「第二十四条の三第一号イ(1)」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「改正後確定給付企業年金法施行規則」を「確定給付企業年金法施行規則」に改め、同項第一号中「改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一項第一号の表」を「確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一項第一号の表」に、「改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号の規定」を「同号の規定」に改め、同項第二号中「改正後確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一号」を「確定給付企業年金法施行規則第五十八条第一項第一号」に改める。

第五十三条中「終了制度加入者等をいう。」の下に「第五十四条の二第一項において同じ。」を加える。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（中途脱退者等の個人情報の取扱い）

第五十四条の二　存続連合会は、その業務に関し、基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者及び終了制度加入者等（以下この条において「中途脱退者等」という。）の氏名、性別、生年月日、住所その他の中途脱退者等の個人に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し、保管し、及び使用するものとする。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　存続連合会は、中途脱退者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（存続連合会への事務委託）

第五十八条の二　厚生年金保険の実施者たる政府は、平成二十六年経過措置政令第三条第一項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八条の規定に基づき、存続厚生年金基金から現価相当額を徴収する場合において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務（年金たる給付の支給に必要な記録の整理に関する事務を含む。）を存続連合会に行わせることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十九年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る決算において確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十三条の規定により掛金を拠出する場合においては、当該掛金の額及び拠出方法については、第一条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行規則（次条において「新規則」という。）第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行規則（次条において「旧規則」という。）第五十八条及び第五十九条の規定の例によることができる。

第三条　この省令の施行の日前に確定給付企業年金法の規定による承認又は認可を受けた規約における同法第七十八条第三項の規約で定める計算方法については、新規則第八十八条の二の規定にかかわらず、当分の間、旧規則第八十八条の二の規定に基づき規約で定めた計算方法を用いることができる。

○厚生労働省令第九十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十三条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第三項及び歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第六条第三項の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。